

大阪市告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
城北中浜線	城東区鳴野西4丁目 158番の4地から 同区同 158番の3地まで (別紙参考図参照)	旧	6.41～ 11.54 m	48.60 m
		新	7.36～ 11.54	48.60

(建設局総務部管財課)